

市川市クリーンセンターに電気供給する業務仕様書

1. 概要

- (1) 件名 市川市クリーンセンターに電気供給する業務
- (2) 対象施設 管理棟、工場棟、クリーンスパ市川
- (3) 需要場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
- (4) 業種及び用途 官公署・一般廃棄物処理施設

2. 仕様

(1) 電気方式等

- ア. 電気方式 交流3相3線式、2回線受電（常用線・予備線）
- イ. 供給電圧（標準電圧） 60,000ボルト
- ウ. 計量電圧（標準電圧） 60,000ボルト
- エ. 標準周波数 50ヘルツ
- オ. 非常用発電設備 有

(2) 契約電力及び予定使用電力

- ア. 契約電力 2,900キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）

イ. 予定使用電力量

年 月	電力量	年 月	電力量
令和8年 7月	0 kWh	令和9年 1月	0 kWh
令和8年 8月	24,000 kWh	令和9年 2月	24,000 kWh
令和8年 9月	24,000 kWh	令和9年 3月	0 kWh
令和8年10月	364,000 kWh	令和9年 4月	0 kWh
令和8年11月	0 kWh	令和9年 5月	0 kWh
令和8年12月	0 kWh	令和9年 6月	0 kWh
合計			436,000 kWh

※ 実際の使用電力量は、施設の運営状況によって上記の予定使用電力量を上回り又は下回りすることがある。

(3) 契約期間

令和8年7月1日0時から令和9年6月30日24時まで

(4) 電力量等の検針

- 自動検針装置 有
- 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- 計量器 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）

(5) 受給地点

需要場所における市川市の施設した縮小形ガス絶縁開閉装置と、該当供給区域を管轄する旧一般電気事業者の施設したケーブルヘッド部との接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

上記受給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

上記受給地点に同じ。

3. 特記事項

(1) 電気供給における料金の支払い方法は、後払い（年12回払い）とする。

(2) 電気供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア. 料金の計算における契約単価は、契約書による。なお、合計金額の単位は1円とし、端数は小数点以下を切り捨てる。

イ. 契約電力及び最大電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ. 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ. 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(4) その他仕様書に定めのない事項については、当該供給区域を管轄する旧一般電気事業者の定めに従うものとし、発注者・受注者両者協議の上、決定すること。